

私立高等学校等における奨学のための給付金に係る事務処理について(県外)

1 スケジュールと事務の流れ

山口県(学事文書課)		私立高等学校等	
7月	実施依頼、申請様式等の発出 →	7月	対象生徒への周知・申請書類の配付
7月1日 基準日			
		保護者	
		7月中旬～ 9月30日	申請書の作成、提出
10月	審査		
11月 ～12月	給付決定 決定通知送付 → 給付金を保護者口座に支払	11月 ～12月	保護者へ決定通知を送付

※秋入学などで7月以降に入学する生徒に関しては、11月頃に第2回目の募集を実施する予定

2 事務の詳細

(1) 生徒への周知

- ・「奨学のための給付金制度に係るお知らせ」及び「奨学のための給付金」(リーフレット)を平成26年度以降に入学した対象生徒に配布
- ・必要に応じて希望者に申請書類一式を配付

(2) 申請書の提出

保護者から山口県(学事文書課)へ直接書類送付

＜送付先: 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県総務部学事文書課私学振興班＞

(3) 決定通知の送付

- ・山口県庁から申請者に直接決定通知書を郵送します。

3 その他

- ・奨学のための給付金については、非課税世帯向けの支援制度という趣旨を踏まえ、可能な限り申請漏れのないよう、周知等にご協力をお願いします。
- ・個人情報の取り扱いには、十分留意して事務処理を行っていただきますようお願いいたします。